

## 平成29年度 向日市防災会議 議事要旨

1 開催日時 平成30年3月23日（金）15時30分～16時30分

2 場所 向日市役所 大会議室

3 出席者

【防災会議委員】（欠席2名（竹島委員、河合委員））

安田会長、南委員、三沢委員、水口委員、末廣委員（代理）、五十棲委員、永野委員、大西委員、上田委員、西脇委員、甲斐委員（代理）、野口委員（代理）、飛田委員、松本委員（代理）、清水委員、長谷川委員、高木委員、六人部委員、永井委員、丹野委員、安田委員、藤委員、植田委員

【防災会議幹事】

向日市：大野企画理事、今西市長公室長、鈴木総務部長、水上健康福祉部長、福岡建設産業部長、小賀野教育部長、栃下上下水道部長

【事務局】

山田危機管理監兼市民生活部長、長谷川防災政策監、浦元防災安全課長、小島同課係長、岩尾同課主査、橋田同課主査

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 議事

ア 向日市地域防災計画の修正（案）について 【承認】

イ 平成29年度防災関連事業報告について 【承認】

ウ 平成30年度防災関連事業計画（案）について 【承認】

(5) 質疑

(6) 閉会

## 1 向日市地域防災計画の修正（案）について

平成29年度向日市地域防災計画修正案について説明する。

計画の修正案については、資料1、資料2、資料2-1、資料2-2をご覧ください。

平成29年度の主な改正点は3つである。

- ①桂川洪水浸水想定区域図の改訂
- ②土砂災害警戒区域等の新規指定
- ③地震被害想定の修正

桂川洪水浸水想定区域の改訂であるが、国土交通省では、平成27年の改正水防法に基づき、河川の洪水浸水想定区域の見直しを全国的に進めている。

このため、平成29年6月に近畿地方整備局淀川河川事務所は、改正水防法に基づいた新たな淀川流域の浸水想定区域を作成、公表された。

改正水防法の規定では、洪水浸水想定区域図は、想定し得る最大規模の降雨量をもとに作成することとされており、降雨量の計算は、国土交通省が作成した「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」に基づき行われている。

淀川河川事務所が、このマニュアルに従い計算を行ったところ、桂川については、羽束師上流で12時間雨量341ミリの雨を想定した洪水浸水想定区域となっている。

前回の平成14年に公表された浸水想定区域との違いについてであるが、前回と比較して浸水範囲が広がるとされている区域や浸水の深さが深くなるとされている区域はお手元の資料の赤い円で囲んでいる。

また、浸水区域が減少したところや浸水深が浅くなるとされたところについては、青い円で示している。

本市の浸水面積であるが、平成14年の浸水想定と比較すると、約40ヘクタール、割合にして13%減少している。この理由としては、資料1に示しているとおり、シミュレーションの解析技術が向上したことによるものである。

前回の浸水想定区域については、資料2-1に添付している。

現在、本市の地域防災計画では、平成14年に国土交通省が公表した浸水想定区域を掲載しているが、修正案では新たなものを掲載することとしている。

次に、土砂災害警戒区域の新規指定箇所であるが、土砂災害防止法では、都道府県知事は、土砂災害が発生するおそれのある土地の調査を行い、斜面の傾斜が30度以上、高さ5m以上ある区域を土砂災害警戒区域として指定できるとされており、京都府では、この要件に

該当する区域の指定を進めている。

本市では、平成29年度中に新たに4か所の区域が追加指定されたため、地域防災計画に記載するもの。

新たな指定箇所は、向日町北山、寺戸町西野、寺戸町天狗塚、寺戸町古城の4か所である。

区域の指定にあたっては、京都府乙訓土木事務所と合同で、住民説明会を行い、避難経路や避難場所、避難情報の入手方法などを説明した。

次に3点目の地震被害想定の修正であるが、地域防災計画地震対策編では、京都府周辺の断層による地震が発生した場合の本市の被害想定として、2008年に京都府が行った「地震被害想定調査結果」を記載している。

地域防災計画の修正に際して、京都府から本市に最も被害をもたらす「有馬高槻断層地震」の被害想定を追記することが望ましいとの参考意見があったため、「有馬高槻断層地震」の被害想定を明記するものである。

被害想定についてであるが、建物被害としては全壊家屋3,728棟、半壊家屋5,441棟、焼失建物は秋夕刻の強風時が最大で318棟とされている。

人的被害としては、冬の早朝が最大で死者数は262人、負傷者は1864人、重傷者は269人、要救助者は1,182人、短期避難者として22,333人、長期避難者は5,877人とされている。

事故対策編及びその他の修正としては、京都府からの参考意見、関係機関の組織改正や関係法令等の条項の改正、各種制度の改廃による時点修正である。

委員

これを決めるということに異論はないが、市民への周知の方法はどうするのか。災害区域に指定された地域の住民を含めて、周知徹底、説明する必要があるのではないかと。災害区域に指定されると困るという話が出る場合もある。

向日市には13か所あるが、今後増える可能性はあるのか。京都府に問い合わせないとわからないことかもしれないが、見通しはどのようになっているのか。

事務局

周知については、この後の議案である来年度の平成30年度に防災マップの改定を予定している。その中で指定箇所、浸水想定区域については防災マップにて市民の方々に周知できるように考えている。

委員

土砂災害警戒区域については京都府の所管であり、向日市はすでに調査したところ14か所あり、すでに公表されている。現在、指定されているところは13か所であり、もう1か所残りがある。基本的にはのり高が高さ5メートル、斜面の傾斜30度以上ということであれば指定はできるが、行政なので住民の理解と協力を得るため住民の方のために丁寧

に説明会を行い進めていきたい。以前から地価が下がるなどの要因で指定に反対も多かったが、広島災害など経験する中で危険な所は指定しないといけない。しかし、京都府と向日市が協力し住民に理解してもらうために最大限、努力し決めていきたい。

会長

他に質問、意見がなければ平成29年度向日市地域防災計画修正案について承認するという事よろしいか。

委員

(異議なし)

会長

平成29年度向日市地域防災計画修正案については承認させていただきます。

事務局

## 2 平成29年度防災関連事業報告について

### 3 平成30年度防災関連事業計画(案)について

平成29年度防災関連事業報告と平成30年度防災関連事業計画案をあわせて説明する。

まず、5月22日に市内の災害危険箇所の情報共有を図るため、関係機関の方のご出席のもと、防災パトロールを実施し、寺戸町古城地区、芝山地区、天狗塚地区、向日町北山地区の土砂災害警戒区域の視察を行い、京都府乙訓土木事務所から区域の概要について説明した。

また、5月29日には、水防に関する技術や知識の向上を図るため、向日市消防団及び市職員計103名が合同で水防訓練を実施し、土のう作成訓練や水防工法の習得訓練を行った。

次に、9月16日に第6向陽小学校で実施した向日市防災訓練では、地元の寺戸町連合自治会の皆様をはじめ、周辺にお住いの皆様、向日市社会福祉協議会や乙訓保健所の皆様のご協力のもと、住民が自主的に避難所を開設・運営する訓練を行った。

内容としては町内会ごとでの避難訓練に始まり、避難者名簿の作成、避難所の運営ルールの検討や衛生管理の方法、食料の配給などを実践する訓練である。

また、救出救護訓練では、森本区自治防災会と向日市消防団、向日市商工会、乙訓消防組合などの関係機関が連携し、倒壊建物から負傷者を救出する実践的な訓練を行うとともに、済生会滋賀県病院のご協力により、ドクターヘリへの搬送訓練も実施した。

このほかにも、向日市社会福祉協議会の皆様による災害ボランティアセンターの設置運営訓練や向日町警察による救助資機材の展示、福知山自衛隊による炊き出し、さらにはライフライン事業者の皆様には防災に関する各社での取り組みをご紹介いただくなど、来場された市民の皆様が参加し、体験できる内容の防災訓練を行った。

次に、3月9日の防災一斉行動訓練（シェイクアウト訓練）であるが、大規模地震の発生を想定し、低い姿勢を取り、頭を守り、動かないという3種類の身を守る行動を行う訓練で、市民の皆様約5,000人にご参加いただいたところである。

また、これに合わせて、市からは、防災情報お知らせメールと緊急速報メール、エリアメールによる情報伝達訓練を行った。

次に、3月14日には、総務省消防庁から全国の自治体に対し、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて訓練情報を配信し、自治体のJアラートが正常に作動しているかを確認する全国一斉情報伝達訓練が行われ、本市では、防災情報お知らせメールによる情報伝達訓練を行った。

続いて、自主防災組織育成事業であるが、補助事業については、向日市自治会等自主防火防災用器具設置事業補助規則に基づき、市内の町内会や自主防災組織などが購入される防災用器具の購入や消火器の購入費用、薬剤詰め替えの補助を行った。補助内容や申請件数については記載のとおりとなっている。

次に、地域防災力強化事業であるが、京都府では、平成28年に京都府、国、市町村及び府民等が連携・協働して地域防災力の向上及び災害が発生した場合の体制の構築を図ることを目的として、「災害からの安全な京都づくり条例」を制定された。

この条例に基づく事業として創設された同事業に、本市から3つの自主防災会が申請されたところ、京都府の採択を受け、資機材の無償交付を受けたほか、京都市市民防災センターでの防災研修を受講された。

次に、3つ目の出前講座であるが、市職員が講師となり、防災に関する講座や地域で行われる防災訓練の取組支援を計13回行った。

地域の中には、毎年、防災訓練や出前講座の申し込みをいただいている自主防災会や自治会などもある。

次に4番目の避難行動要支援者名簿についてであるが、災害対策基本法に基づき、災害時に一人で避難することが難しい（不安を感じておられる）方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために市町村が作成することとされている。

この名簿は、災害時の安否確認などに活用するほか、個人情報の提供に同意をいただいた方については、各区や民生児童委員、向日市社会福祉協議会などの関係機関にあらかじめ提供し、各団体において平時の見守り活動などに活用されるものである。

平成30年1月1日現在、2,938人の方に事前提供の同意をいただいている。対象要件については手元の資料のとおりである。

次に5番目の啓発事業であるが、向日市まつりでは防災意識の高揚を図るため、来場された方に簡単な防災に関するクイズを用意し、ご参加

いただいた方には備蓄食料を渡した。また、防災とボランティア週間では阪神淡路大震災や東日本大震災などの写真展示を行った。

次に6番目の職員研修であるが、職員の防災意識の向上と災害対応力の強化を図るため、庁舎近隣に在住する職員で構成する初動対応職員を対象に、市内パトロールや避難所開設手順の確認訓練を行ったほか、全職員を対象にいろは呑龍トンネル北幹線1号管渠の見学を行った。

次に7番目の災害記録としては、記載のとおり、災害警戒本部及び対策本部を9回設置している。昨年は、特に大きな災害として、9月に台風18号が、10月には台風21号が京都府に接近し本市でも避難情報を発令する規模となった。

まず、9月17日から18日にかけての台風18号の接近に伴う災害対応では、午前10時58分に大雨警報が発表されたため、災害警戒本部1号を設置し、台風の接近に伴って、午後3時に災害警戒本部2号職員49名体制に拡大し、市内パトロールなどを実施した。

また、17日午後5時30分に土砂災害の発生するおそれが高まったことから、災害対策本部1号職員61名体制とし、市内の土砂災害警戒区域を対象に、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、広報車や防災情報お知らせメール、緊急速報メールなどにより市民の皆様知らせた。

避難所は計5か所を開設し、避難された方は2世帯3名であった。

また、避難所の開設と並行して、竹の径や地下道をはじめ市内のパトロールを定期的に行い、道路の安全確保に努めた。

次に、10月21日から23日にかけての台風21号の接近に伴う災害対応であるが、対応概要は資料3-1に沿って説明する。

まず、2ページ目の対応経過であるが、10月21日午後10時3分に大雨警報が発表されたため、災害警戒本部1号を設置した。

台風の接近は22日から23日と予想されていたため、事前に職員を招集し、22日午後2時に警戒本部2号体制として、市内パトロールなどを行った。

また、台風の接近に備え、避難情報を発令する基準は満たしていなかったが、避難所5か所に職員を配置し、いつでも避難所を開設し、避難者の方を受け入れられる体制を取った。

その後、桂川の水位が地域防災計画に定める避難勧告の発令基準に達したことから、JR京都線以東並びに阪急京都線以東の寺戸町、森本町の一部を対象に避難勧告を発令し、広報車や防災情報お知らせメール、緊急速報メールなどにより市民の皆様知らせた。避難所は計7か所開設し、避難された方は2世帯5名であった。

この、台風21号の対応については、災害対応の経過や避難所の開設状況、被害の有無など市民の皆様知らせるため、事務局や各対策部からの報告を取りまとめ、市のホームページに掲載した。

今後も、台風や大雨などにより災害の発生するおそれがある場合には、できるだけ早く市民の皆様に対応状況や被害の有無などホームページに

てお知らせしていく。

また、本市ではこれらの災害対応など、全庁的な対応が必要な事象が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切に対応できるよう、危機管理連絡調整会議を設置し、防災対策をはじめ、新たな課題に対する情報共有を図っている。同会議は、今年度9回行い、台風や大雨などによる災害の事前対策などの情報共有を行った。

次に備蓄計画であるが、大規模災害から市民の皆様の生命、身体及び財産を保護するため、向日市地域防災計画に基づき、飲料水や食料、生活必需品などの物資の総合的な確保体制を定めた「向日市備蓄計画」を策定した。

この計画では、自助、共助、公助の考えを基に、市民の皆様による日頃からの「家庭内備蓄」を前提とし、民間企業等とあらかじめ協定を締結し必要な物資を調達する「流通在庫備蓄」、本市及び京都府の共同による「公的備蓄」など、市民、企業、行政が一体となり災害時の食料等の確保に努めるものとしている。

また、想定する災害としては、京都府の「地震被害想定調査結果(2008)」を踏まえて、本市に最も大きな被害をもたらすとされている有馬高槻断層による直下型地震を想定し、家屋の全壊・焼失により家庭内備蓄が活用できなくなる避難者9,041人を対象として、他地域からの支援物資又は流通在庫備蓄での調達が困難な、発災後24時間、2食を目安に備蓄目標を設定した。

なお、京都府におかれては生命、健康維持の観点から、飲食料や毛布、紙おむつなどを重点備蓄品目と定め、これらの物資については市町村と共同で備蓄を行うとされていることから、2食のうち1食については京都府備蓄を活用することとしている。

また、2日目以降の物資や資機材等については、民間の流通在庫備蓄や被災地以外の自治体から届けられる支援物資を活用することを想定している。

国や京都府では、家庭での備蓄としては、最低3日分の飲食料や生活必需品の備蓄を推進しており、本市においても、これまでから出前講座などで3日分の備蓄に取り組んでいただくよう啓発に努めているので、今後も引き続き防災マップや出前講座、広報誌、ホームページなどにより家庭内備蓄の推進を啓発してまいりたいと考えている。

今後、この計画は5年ごとに見直しを加えるとともに、国や京都府による被害想定の見直しや社会情勢の変化など必要に応じて見直ししていく。

平成29年度防災関連事業報告については以上である。

引き続き平成30年度防災関連事業計画について説明する。

資料4と右上に書かれている1枚の資料をご覧ください。

平成30年度の防災関連事業として、まず、防災マップ改訂事業を実施する。

今回の改訂内容についてであるが、主な改訂内容は桂川、小畑川の洪水ハザードマップの変更と、避難情報の名称変更である。

まず、浸水想定区域の見直しについてであるが、先ほど地域防災計画の修正の際に説明したとおり、国と京都府では、平成27年の改正水防法に基づき、河川の洪水浸水想定区域の見直しを進めておられ、国は、桂川浸水想定区域を平成29年6月に作成、公表された。

また、京都府におかれても、本市の近くを流れる小畑川などの京都府管理河川の浸水想定区域の見直し作業を進めておられる。平成30年の出水期前を目途に公表されると伺っている。

向日市防災マップには、桂川や小畑川の洪水ハザードマップを掲載していることから、国や京都府が作成した最新の浸水想定区域図に改訂するものである。

また、平成28年の関東・東北豪雨災害が発生した際に、岩手県岩泉町の福祉施設において、「避難準備情報」の意味が正確に伝わらず、逃げ遅れる事案が起こったことから、国は、平成28年12月に、これまでの「避難準備情報」から「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更を行った。

これを受けて、本市では、平成28年度の地域防災計画の修正時に、避難情報の名称変更を行い、緊急速報メールや防災情報お知らせメールの運用時には新たな名称で運用している。

しかしながら、防災マップの記載内容は変更前の名称であるため、今回の桂川や小畑川の浸水想定区域の改訂に合わせて、防災マップの避難情報の名称についても新たな名称に変更するものである。

また、平成28年度以降、防災マップを活用した出前講座などを行っている中で、「防災マップの避難場所一覧や記載内容をよりわかりやすくすることはできないだろうか。」という市民の方からの声もあったことから、避難所の表記方法をはじめ、できる限りわかりやすい防災マップとなるよう、工夫してまいりたいと考えている。

次に、2番目の防災パトロールについてであるが、例年、出水期前に関係機関の皆様にご参加いただき市内の土砂災害警戒区域などのパトロールを行っている。

平成30年度についても出水期前に実施させていただき予定で日程やパトロール箇所を選定を行っているので、正式な日程等が決まれば早急にご案内させていただく。

次に3番目の防災訓練についてであるが、平成30年度は9月15日土曜日に向陽小学校で開催を予定している。30年度についても、会場周辺の住民の皆様をはじめ、自主防災会や関係機関の皆様にご協力いただき、避難所運営訓練や初期消火訓練、救出救護訓練など、住民参加型の

内容で実施する予定としている。

また、その他の訓練としては、5月には土のう作成方法や水防工法の習得を目的として水防訓練を実施し、来年3月にはシェイクアウト訓練（防災一斉行動訓練）を予定している。

さらに、Jアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練については、年4回実施予定と京都府から伺っているので、これらに合わせて、防災情報お知らせメールを活用した情報伝達訓練を実施する予定である。

4番目の自主防災組織育成事業としては、向日市自治会等自主防火防災用器具設置事業規則に基づく防災資機材や消火器等の購入補助や出前講座などを行い、自主防災組織の強化に繋がる取組を進める。

次に、5番目の避難行動要支援者名簿の整備としては、新たに対象となる方に対し、制度の案内をし、名簿の登録の促進を図る。

次に、6番目の啓発事業としては、出前講座や向日市まつり、防災とボランティア週間などの機会を通じて、市民の皆様の防災意識の向上につながる取り組みをさせていただく。

次に7番目の職員研修としては、市職員の災害対応力の向上を図るため、市内パトロールや避難所開設訓練、いろは呑龍トンネル北幹線1号管渠などの市内防災施設の見学を行う。

最後に、来年3月に防災会議を開催させていただきたいと考えている。

以上が平成30年度防災関連事業計画（案）についてである。

委員

向日市備蓄計画の備蓄の資材の中にラジオがあるが、岩手県遠野市の市長が「周りがすべて停電すると周辺の町の様子がわからなかったが、ワンセグのテレビから情報を得ることはできた。ラジオからの情報は頭の中で被害が想像できなかったが、ワンセグのテレビの画面を見ることで、初めて地域の被害について理解できた。」とおっしゃっていた。当時より、技術が進歩して大丈夫になっているかもしれないが。

家庭内備蓄の推進に、個人の携帯電話について書いてあるが、最近は携帯電話にワンセグの機能があり、ガラケーにはアンテナが付いており受信することができる。しかし、最近はスマホを利用してる人が多いが、スマホはイヤホンジャックにイヤホン挿してアンテナ代わりにし、テレビを受信できる機種が多いと思う。自分で情報を得るために必ずイヤホン挿さないと情報を得ることができない。なので、資機材にワンセグ携帯TVを追加してはどうか。

会長

最近はワンセグの機能がある携帯電話の利用者も少なくなり、スマホの中でも多くを占めている iPhone では受信できないということも含めて、単体でワンセグを受信でき、備蓄しておくことができる小型の受信

機のようなものがあるのか調べて検討させていただく。

委員

資料2-1に京都府の事業で桂川の川幅を広げる工事の場所と進捗状況を明らかにする必要があるのではないかと。

最大浸水深が前回からの増加した箇所は赤丸、減少した箇所は青丸だが、なぜ前回から増加した箇所と減少した箇所があるのか。

事務局

桂川浸水想定区域の増加、減少箇所について、平成14年の桂川の浸水想定区域のシミュレーションではメッシュサイズが250メートル×250メートルの範囲でしか解析できなかったが、平成29年には25メートル×25メートルの範囲と100倍の精度になった。したがって、前回250平方メートルの中で浸水する場所があれば色がついてしまっていたが、精度が上がった為、前回把握できていなかった部分までわかるようになり、浸水しない場所には色が付かなくなった。

委員

桂川の洪水が起きるたびに京都府が桂川の改修工事をしていると伺っているが、どの区間の桂川の川幅の広げる工事をしたのか、また進捗状況はどうなのかを明記しておかないとメッシュサイズの精度が上がったという理由だけでは、なぜ桂川浸水想定区域が増加、減少したのかわかりにくいのではないかと。

委員

国土交通省の管轄なので詳細はわからない。

委員

土砂災害警戒区域が危険なため工事をするという説明をしないと、土砂災害警戒区域が増える一方で、いつ工事をするのかという話が出てくるのではないかと。レッドゾーンといった土砂の流れ方が激しい所から工事をしていく対策をしていくと明記していかないといけないのではないかと。

委員

府内で約7,000か所くらいそういった箇所があり、予算の制限もあるので順次、調整しながらということになるが、地元を熟知している向日市と連携を取りながら優先順位をつけることになる。整備には費用もかかるので、議会の方にも協力をお願いしたい。

会長

向日市の方からも随時要望しております。

委員

避難行動要支援者名簿について、私もいい制度だと思うが、誰が支援するのか。明確にするのは難しいだろうが、誰に依存するのか。消防団だけではこれだけの人数は厳しいのではないかと。こういった点をどうしていくか考えていかなければならないのではないかと。ボランティアに依頼するのであれば、本人の安全を第一に考えなくてはならないと思うがどういった考え方で進めていくのか。

健康福祉部長

避難行動要支援者を誰が支援、指導していくのか、明確になっておら

ず、今後大きな課題になってくると思う。福祉避難等、それぞれでキーになる方は作っていかなければならない。災害があると全国からのボランティア、関係自治体から応援に駆け付けていただけるということもあるが、それまでの間、具体的にどうやってつないでいくかは避難訓練等で今後具体的にしていきたい。

会長

避難行動要支援者名簿に登録するよう要請はしているが個人情報であるため、本人が望んでいないということもあり、必要だと考えている半分も登録されていない。民生委員から早くどういった方がどこにいるのか知らせてほしいと聞いている。消防団、地域の方々も必要だと考えている。自分の命を守ること一番大切だが、自分の身を守った後にこの地域にどういった方がいるか皆さんで承知していただくことも必要であると考えている。災害が起きた時点ではほとんど市役所は動けないであろう。

まず、自分自身で身を守って近所の方々に助け合う行動をしてもらう中で支援者が必要な方の名簿の取扱い等、どういった方にわかっていたか、課題は多くあると考えているが、地域にどのような方がどこに住んでいるのかわかっていたのが基本だと考えている。名簿に限らず、地域社会の作り方を考えていかなければならないと考えている。

委員

国の方もボランティアの方の補償も含め、基本的な方針を示していく必要もあると考えるが、実際に足の不自由な方がどのように避難すればよいのか質問を受けることがあるので、よろしくご検討いただきたい。

委員

(他意見なし)

会長

以上で平成29年度防災関連事業の報告と平成30年度防災関連事業計画案については承認することにする。